

東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する
核セキュリティ及び保障措置への影響について

<申請書>

申請件名	東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）（令和3年6月25日付け総室発第29号で申請（令和5年6月23日付け総室発第42号で一部補正））本文及び添付書類の一部補正
申請概要	昭和47年12月23日付け47原第11624号にて設置許可（令和5年1月25日付け原規規発第2301252号にて設置変更許可、令和2年4月1日付け総室発第2号にて届出）を受けた原子炉設置許可申請書について、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴い、震源を特定せず策定する地震動として、標準応答スペクトルに基づく基準地震動S _s を追加し、関連する記載の一部を変更する。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティ及び保障措置への影響の有無>

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	①防護対象の追加等による影響の有無	無	防護対象となる新規設備設置がないため、防護対象の追加等による影響はない。
	②侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	防護対象となる新規設備設置がないため、侵入防止対策に係る性能への影響はない。
保障措置への影響	①設計情報質問表（DIQ:Design Information Questionnaire）への影響の有無	無	DIQに関連する内容は含まれていないため、DIQの変更は必要ない。
	②査察機器の移設又は新規設置の有無	無	監視エリアのレイアウト変更はないため、査察機器の移設・新設はない。
	③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・建造物の新設の有無	無	恒久的な建物・建造物の新設はない。
	④既存の査察実施方針への影響の有無	無	燃料取扱設備に影響はないため、既存の査察実施方針への影響はない。